

老後や万が一に備えて

暮らしを支える国民年金

国民年金は、全ての国民に共通する基礎年金を支給する制度です。平成23年度の保険料は一律で月額1万5020円。年金額を増やしたい場合の付加保険料が月額400円です。保険料を納めない、老齢・障害・遺族基礎年金などが受けられなくなりますので、保険料を納めていきましょう。問合せは医療年金グループ(0798・35・3124)へ。

保険料の納付

保険料は納付書による支払いのほか、口座振替、クレジットカード払いなどでもできます。また、前払いすることで割引になる制度があります。

納付期限から2年を経過すると、時効により納められなくなりますのでご注意ください。

保険料の免除・猶予

保険料の納付が困難な場合に

免除(猶予)制度があります。原則、毎年申請が必要です。

【制度名・対象など】申請免除…所得に応じて保険料の全額または一部が免除▽若年者納付猶予…対象は30歳未満▽学生納付特例…対象は学生

【申請に必要なもの】年金手帳・認め印のほか、失業時は離職の事実を証明できる公的機関の証明書(雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など)、学生の人は学生証など

国民年金の給付

国民年金の給付内容は次のとおりです。受給額などは右下図を参照してください。

- 老齢基礎年金…原則として受給資格期間(保険料を納めた期間など)が25年(300月)以上ある人に65歳から支給されます。
- 障害基礎年金…病気やけが(初診日が国民年金加入中など)の障害の状態になった場合に、障害認定されたときなどから支給されます。
- 遺族基礎年金…国民年金加入中の人、または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡し

※本人(配偶者・世帯主)に所得制限あり。事前に所得申告が必要。転入した人は前住所地の課税証明が必要な場合があります。

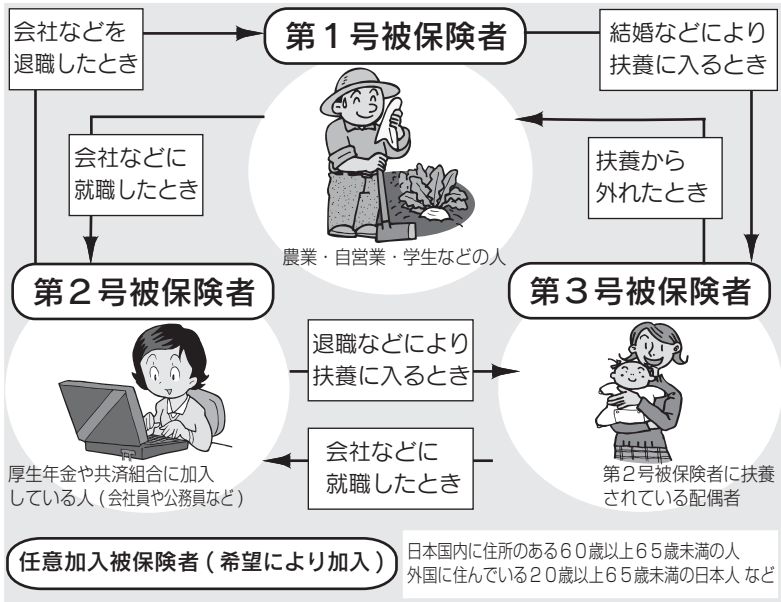
※生活保護法による生活扶助を受けている人や障害基礎年金受給者などは、届け出により保険料が免除になります。

※東日本大震災の被災者や福島第一原子力発電所事故の避難者などを対象にした免除もあります。詳しくは問合せを

国民年金の届け出を忘れずに!

日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人は、全て国民年金に加入します。20歳になったときや就職、退職、結婚、離婚などにより被保険者の種別が変わるときや、転入したときなどには忘れずに届け出てください。

第1号被保険者に関する届け出は医療年金グループ、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで受け付けています。届け出時には、年金手帳や資格喪失日が分かる書類(退職時等)などを持参してください。代理人による届け出には、認め印、委任状なども必要です。第2号、第3号被保険者に関する届け出は本人(配偶者)の勤務先を通じて手続きしてください。



年金を受給している人へ ~お知らせ~

平成23年7月1日以降に住所の変更があった場合は、原則、国民年金・厚生年金受給者の住所変更届が不要となりました。

※ただし、日本年金機構に住民票コードが未収録の人や登録住所が住民票の住所と違う人、共済年金等受給者は、引き続き住所変更届が必要で

年金の相談 問合せは

西宮年金事務所へ

年金事務所は、国民年金保険料の納付に関する、年金手帳の再発行、年金受給者に関する(こと、厚生年金に関する(こと

◎老齢基礎年金～あなたの受取額は

全額免除月数 × 1/2 (1/3)	注1	注2
3/4免除月数 × 5/8 (1/2)		
半額免除月数 × 3/4 (2/3)		
1/4免除月数 × 7/8 (5/6)		
480月(加入可能月数)		
+ 付加年金…200円 × 付加保険料納付済月数		

平成23年度年額) **78万8900円** ×

注1…21年4月分以降
注2…21年3月分以前

※昭和16年4月1日以前に出生した人は加入月数に短縮措置あり

◎障害基礎年金・遺族基礎年金の平成23年度年額

◆障害基礎年金	◆遺族基礎年金
1級…98万6100円	78万8900円
2級…78万8900円	
◆子の加算額	
1・2人目…22万7000円	
3人目以降…7万5600円	

※保険料を定められた期間の3分の2以上納めていること、直近の1年間に未納がないことなど、一定の条件を満たしている必要があります

※障害・遺族基礎年金の受給者に生計を維持されている子(18歳到達後の最初の3月末日までの人など)がいる場合、加算あり。平成23年4月より受給権取得後に要件を満たすときも加算されることになりました

外国人等高齢者 障害者特別給付金

市は、国民年金の制度的な理由により老齢基礎年金、障害基礎年金などを支給できない外国人等の高齢者(1926年4月1日以前に出生した人)や障害者(重度・中度)を対象に「外国人等高齢者・障害者特別給付金」を支給しています。

平成22年度からは、公的年金との併給範囲を一部拡大しています。該当すると思われる人は医療年金グループへ問合せを。



◆市から

◆中学校夜間学級就学助成金
対象は経済的な理由で就学援助を必要とする市内在住の中学校夜間学級在学者。申請は7月29日までに学事・学校改革グループ(0798・35・3817)へ

◆夏の交通事故防止運動 期間は7月15日～24日(15日は「交通安全意識を高める」交通安全重点事項は①高齢者と子どもの交通安全、②自転車の交通安全、③飲酒運転など悪質・危険な運転の根絶、④全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底。問合せは安全・安心対策グループ(0798・35・3806)へ

◆官公署から

◆夏はチカンにご注意 次の点にご注意を。①夜道の一人歩きを避け、人通りがある道を通行する。②「車で送ってあげましょう」などの甘い誘いに乗らない。③危ないと思ったら大声で助けを求め、④防犯ブザーの活用を、⑤玄関を開ける際には、周囲に注意するとともに、在宅時必ず鍵をかける。⑥歩きながらの携帯電話や音楽プレイヤーの使用は控える。問合せは

◆サマージャンボ宝くじ(市町村振興宝くじ)発売 期間は7月11日～29日。収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。県内の宝くじ売り場でお買い求めを。問合せは兵庫県市町村振興協会(078・3322・1151)へ

固定資産税 都市計画税 第2期 納期限は8月1日

必ず納期限までに納付してください▷納付は便利な口座振替のご利用を▷問合せ先…課税については資産税グループ(0798・35・3269)、納税については納税グループ(0798・35・3287)へ

◆家財再建共済制度
【負担金】年額15000円
【給付金】全壊…50万円、大規模半壊…35万円、半壊…25万円、床上浸水…15万円

熱中症にも ご注意を!

熱中症は7月～8月に多く、猛暑だった昨年は全国で2000人近くが亡くなっています。今年も通常より暑さが強いと予測されており、節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようにご注意ください。特に小さな子どもと高齢者は注意が必要です。

【予防法】水分補給…のどの渇きを感じなくてもこまめに水分補給を▷暑さを避ける…扇風機やエアコンを使ってこまめに室温調整、外出時は日傘や帽子を用い、通気性の良い服装で

【問合せ】保健所健康増進グループ(0798・26・3667)



◆その他

問合せは美化第2グループ(0798・41・6265)へ

◆花火は時間と場所を考慮して「快適な市民生活の確保に関する条例」により、午後10時～翌朝6時は、海岸や公園など公共の場所で大音量の出る花火や打ち上げ花火などを禁止しています。問合せは環境学習推進グループ(0798・49・6401)へ

◆アフリ甲東改修工事のお知らせ 7月20日～11月末日に行いますが、甲東支所の業務は通常通り行います。問合せは甲東支所(0798・51・2681)へ

◆住宅再建共済制度
【負担金】年額5000円
【給付金】再建…購入…600万円、補修…50万円～200万円、賃貸住宅等に入居…10万円

は西宮警察署(0798・33・0110)(甲子園警察署(0798・41・0110)へ

◆フェニックス共済に加入を
東日本大震災から約4カ月、「フェニックス共済」は、自然災害で被害を受けた住宅の再建や家財の購入などを支援します。負担金・給付金は次のとおりです。
問合せは兵庫県住宅再建共済基金(078・3622・9400)へ。